会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会 医療保険委員会 常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◆ 今回の対象者:すべての保険薬局
- ◆ 令和6年度診療報酬(調剤報酬)改定に伴う疑義解釈資料(その24)が示されました。
- ◆ 今回の疑義解釈は、医療DX推進体制整備加算の在宅患者がマイナ保険証を利用した場合 について示されています。
- ※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

https://www.fpa.gr.jp/kaiin/86385/

7福薬業発第42号 令和7年4月30日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会 常務理事 竹野 将行

## 疑義解釈資料の送付について(その24)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり追加の疑義解釈資料について連絡がありましたのでお知らせいたします。また、下記 URL からも閲覧可能とのことです。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○令和6年度診療報酬改定について 厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411 00045.html

以上